

新型コロナウイルス感染症の感染者等を対象とした傷病手当金を支給します

支給対象者（次の1から3の全てに該当する方）

- 1 勤め先から給与の支払いを受けている方で、新型コロナウイルスに感染または発熱等の症状があり感染が疑われる方
- 2 感染または感染の疑いにより、その療養のために労務に服することができず、その期間が3日間を超える方
- 3 労務に服することができない期間に対する給与の支払いを受けられない方（期間中に給与の一部の支払いを受けることができる場合で、その給与の額が傷病手当金の額よりも少ない場合は、その差額を支給します。）

支給額

$$\begin{aligned} & \text{1日当たりの支給額} \\ = & \text{（直近の継続した3か月間の給与収入の合計額} \div \text{就労日数）} \times 2/3 \\ & \quad \rightarrow \text{期末勤勉手当（賞与）は除く。} \\ \times & \text{支給対象となる日数} \\ & \text{労務に服することができない期間のうち就労を予定していた日数} \\ & \quad \rightarrow \text{当該期間の初日から3日間で就労を予定していた日数は除く。} \end{aligned}$$

※ 1日あたりの支給額については、健康保険法の規定による標準報酬月額等級の最高等級の標準報酬月額の1/30に相当する金額の2/3に相当する金額が上限となります。

対象期間

令和2年1月1日から令和4年9月30日までの間で、労務に服することができない期間（ただし、入院が継続する場合等は最長1年6か月間まで）

※ 今後の新型コロナウイルスの感染状況によって延長される場合があります。

手続き・申請場所

対象に該当する方は、所定の申請書（4枚。本人が記入するだけでなく、勤め先、療養にかかった医療機関からも記入いただく必要があります）を、お住まいの市区町村の後期高齢者医療制度担当窓口へ提出してください。

お問い合わせ

新潟県後期高齢者医療広域連合 又は お住まいの市区町村「後期高齢者医療制度担当窓口」へ

新潟県後期高齢者医療広域連合

〒950-0965 新潟市中央区新光町4番地1 新潟県自治会館本館3階
業務課 TEL：025-285-3222

【新潟県後期高齢者医療広域連合ホームページ】<https://www.niigata-kouiki.jp>